

事務連絡
令和3年3月26日

事業所各位

兵庫県健康福祉部感染症対策室
感染症対策課長

社会福祉施設等におけるPCR等検査の継続実施について（通知）

平素は、本県の感染症対策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記のことについては、令和3年3月から実施しているところですが、令和3年度も当面の間、下記のとおり実施することになりましたのでお知らせします。

なお、手続き等については、従来どおり、簡易申請システムからお申し込み願います。

記

1 検査の概要

対象施設	(1)介護施設等 (介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅) (2)短期入所系介護サービス事業所 (短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所) (3)多機能型介護サービス事業所 (小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所 ※宿泊サービスに限る) (4)障害福祉サービス施設・事業所 (障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、短期入所、宿泊型自立訓練)	政令市及び中核市を除く兵庫県内の地域に所在する左記の施設等
対象者	(1)新規入所（入居）予定者 ※短期入所利用者及び宿泊サービス利用者を含む (2)新規採用予定職員	

開始時期	令和3年4月12日から開始 ※申し込みは通知日から可能 令和3年6月30日までの原則、次の日（毎月曜日に検体を回収） <table style="border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">4月12日, 19日, 26日</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">5月17日, 24日, 31日</td> <td style="border: none; text-align: right;">計 10 日</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">6月7日, 14日, 21日, 28日</td> <td style="border: none;">}</td> </tr> </table>	{	4月12日, 19日, 26日			5月17日, 24日, 31日	計 10 日		6月7日, 14日, 21日, 28日	}
{	4月12日, 19日, 26日									
	5月17日, 24日, 31日	計 10 日								
	6月7日, 14日, 21日, 28日	}								
検査方法等	(1) 新型コロナウイルス核酸増幅検査（TMA法） (2) 唾液検体（唾液が採取しにくい場合、鼻腔による検体も可。） 原則、対象者本人が採取できること。（家族による採取も可） (3) 別紙①検査スケジュール参照									
費用	検査に係る費用は無料									

別紙②「社会福祉施設等におけるPCR等検査方法の概要」参照

2 申込

本県の簡易申請システムに入力し、申し込みをお願いいたします。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/dform.do?acs=TMAHO>

（Ctrl キーを押しながらかlickするとページが立ち上がります。）

3 その他

(1) 更新情報は、次の県ホームページを参照願います。

「社会福祉施設等における新規利用者及び職員へのPCR等検査について」

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/tma.html>

(2) 申し込みに必要な様式は、ホームページをご活用願います。

(3) 具体的な申し込み方法等については、令和3年2月26日付け感第1341号【別紙③】を参照願います。

(4) 7月以降の実施については、集中検査の実施の有無、ワクチン接種や感染状況等に応じて当該検査の再延長等を検討することとします。

兵庫県健康福祉部感染症対策室
感染症対策課感染症班

小林

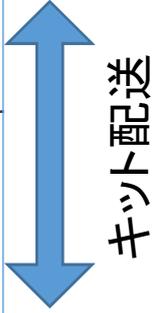
TEL 078-341-7711（代表）3286（内線）

078-362-3213（直通）

E-mail kansentaisaku@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県における社会福祉施設等に係るPCR等検査

	月	火	水	木	金	土	日
対象施設	<p>申込</p> <p>施設からの申込×切 (火曜日AM中)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 簡易申請システムにより申込 					
県		受付集計		<ul style="list-style-type: none"> システム審査、集計 			施設から
検査機関				<ul style="list-style-type: none"> エクセルファイルの転送 		対象者へ配付	
対象者	施設への申込×切						
検査機関	検体回収日						
前週							
検査週							検体採取



社会福祉施設等におけるPCR等検査方法の概要

1 検査の概要

対象施設	<p>(1)介護施設等 (介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅)</p> <p>(2)短期入所系介護サービス事業所 (短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所)</p> <p>(3)多機能型介護サービス事業所 (小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所 ※宿泊サービスに限る)</p> <p>(4)障害福祉サービス施設・事業所 (障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、短期入所、宿泊型自立訓練)</p>	政令市及び中核市を除く兵庫県内の地域に所在する左記の施設等
対象者	<p>(1)新規入所(入居)予定者 ※短期入所利用者及び宿泊サービス利用者を含む</p> <p>(2)新規採用予定職員</p>	
開始時期	<p>令和3年4月12日から開始 ※申し込みは通知日から可能 令和3年6月30日までの原則、次の日(毎月曜日に検体を回収)</p> <p style="text-align: center;"> { 4月12日, 19日, 26日 5月17日, 24日, 31日 6月7日, 14日, 21日, 28日 } 計10日 </p>	
検査方法等	<p>(1)新型コロナウイルス核酸増幅検査(TMA法)</p> <p>(2)唾液検体(唾液が採取しにくい場合、鼻腔による検体も可。) 原則、対象者本人が採取できること。(家族による採取も可)</p> <p>(3)別紙①検査スケジュール参照</p>	
費用	検査に係る費用は無料	

2 検査の手順

- (1)検査の詳しい手順等は、【別紙③】を確認してください。
- (2)検査委託業者から検体採取キット一式を事前に受け取り説明を受け、検査準備(名簿・ラベルシール・検査依頼票の準備を含む)、検体の保管を各施設で対応いただきます。
- (3)検体採取にあたっては、受検者の同意が必要です。
 同意の意向を示した問診票を施設で保管し、簡易申請システムへ登録願います。
 ※同意がない場合、検査はできません。

写

(電子メール施行)
感 第 1 3 4 1 号
令和 3 年 2 月 2 6 日

事業所各位

兵庫県健康福祉部感染症対策室
感染症対策課長

社会福祉施設等におけるPCR等検査の実施について（通知）

平素は、本県の感染症対策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記のことについては、既に実施予定である旨を公表し、関係機関及び民間検査機関等との調整を進めておりましたが、下記のとおり実施可能となりましたのでお知らせするとともに、別途、簡易申請システムからお申し込み願います。

なお、令和3年度についても実施予定としておりますこと申し添えます。

記

1 検査の概要

対象施設	<p>(1) 介護施設等 （介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅）</p> <p>(2) 短期入所系介護サービス事業所 （短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所）</p> <p>(3) 多機能型介護サービス事業所 （小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所 ※宿泊サービスに限る）</p> <p>(4) 障害福祉サービス施設・事業所 （障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、短期入所、宿泊型自立訓練）</p>	<p>政令市及び中核市を除く兵庫県の地域に所在する左記の施設等</p>
対象者	<p>(1) 新規入所（入居）予定者 ※短期入所利用者及び宿泊サービス利用者を含む</p> <p>(2) 新規採用予定職員</p>	

開始時期	(1)令和3年3月8日から開始 ※申し込みは通知日から可能 令和3年3月31日まで週1回実施（毎月曜日に検体を回収）
検査方法等	(1)新型コロナウイルス核酸増幅検査（TMA法） (2)唾液検体（唾液が採取しにくい場合、鼻腔による検体も可。） 原則、対象者本人が採取できること。（家族による採取も可） (3)別紙①検査スケジュール参照 (4)別紙②～⑦参照
費用	検査に係る費用は無料

別添「社会福祉施設等におけるPCR等検査方法の概要」参照

2 様式

- (1)社会福祉施設等におけるPCR等検査 問診票
- (2)PCR等対象者名簿【簡易申請システム】

3 申込

本県の簡易申請システムに入力し、申し込みをお願いいたします。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/dform.do?acs=TMAHO>

（Ctrl キーを押しながらかlickするとページが立ち上がります。）

4 その他

- (1)更新情報は、次の県ホームページを参照願います。
「社会福祉施設等における新規利用者及び職員へのPCR等検査について」
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/tma.html>
- (2)申し込みに必要な様式は、ホームページをご活用願います。
- (3)嘱託医等が配置されている施設におかれましては、別添「社会福祉施設等におけるPCR等検査の実施について（お願い）」文書を当該医師にお渡しく下さい。

兵庫県健康福祉部感染症対策室
感染症対策課感染症班

小林

TEL 078-341-7711（代表）3286（内線）

078-362-3213（直通）

E-mail kansentaisaku@pref.hyogo.lg.jp